



無償化のための手続きについて（施設等利用給付認定）

施設等利用給付認定（無償化の手続き）を受けていない状態で利用したサービスの利用料は保護者負担になりますので、必ず事前に認定を受けてください。申請日以前の日に遡って認定をすることはできません。また、無償化の認定要件（保育の必要性に該当する事由）を満たしていない場合、申込みの受付ができません。

申請書の配布先および提出先、提出書類

施設の種別	幼稚園および認定こども園（教育認定）の預かり保育（在園児が利用するもの）	認可外保育施設、一時預かり事業 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
申請書配布先	・利用中（利用予定）の幼稚園または認定こども園 ・HP 内の「申請書等ダウンロード」から印刷 ・保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課	・HP 内の「申請書等ダウンロード」から印刷 ・保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課
申請書提出先	利用中（利用予定）の幼稚園または認定こども園（各施設からの案内に従い、提出してください）	保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課
提出書類	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（下表「 保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類 」参照） ・委任状（申請保護者以外の方が書類を提出する場合）	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（下表「 保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類 」参照） ・委任状（申請保護者以外の方が書類を提出する場合） ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（認可外保育施設を利用の場合のみ）

保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類

	保育の必要性に該当する事由	証明書類
	会社等に常勤・パート等で勤務	・就労証明書 ※事業所の担当者が記入したもの
1	自営業・自営手伝い（農業・漁業含む）	・就労証明書 ・以下の書類 自営中心者：(1)～(4)いずれかのコピー (1)確定申告書 (2)開業届 (3)営業許可証 (4)売り上げや収支が分かる書類 自営手伝い：(ア)～(エ)いずれかのコピー (ア)確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページ および専従者に関する事項が確認できるページ） (イ)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 (ウ)協力者の源泉徴収票 (エ)給与明細（代表者が証明するもの）直近3ヵ月分
	内職	・就労証明書 ・タイムスケジュール ・支給明細書
2	妊娠・出産 ※出産予定日の月の前後各2ヵ月	・母子健康手帳のコピー （表紙および出産予定日が確認できるページ）
3	保護者の病気・疾病等	・診断書（療養期間および家庭保育が困難な旨が記載されたもの） または身体障害者手帳等のコピー
4	病人（親族）の介護・看護等	・介護（看護）申立書、タイムスケジュール ・介護対象者の診断書または状況がわかるもの（手帳等）のコピー
5	災害復旧	・罹災証明書
6	求職活動（起業準備含む） ※最大3ヵ月間	・求職申立書 ・ハローワークの登録証等のコピー
7	就学	・就学申立書 ・タイムスケジュール（通学時間を含む） ・学生証のコピーまたは在学証明書（就学期間が記載されたもの） ・カリキュラム（月64時間以上就学していることがわかるもの）
8	育児休業 ※育児前から既に預かり保育を利用して継続利用が必要な場合 （下の子が満1歳になる日（誕生日の前日）までの期間内で育休を取得する場合）	・就労証明書 ※育児期間欄の記載があるもの
9	その他（DV・虐待等）	保育・幼稚園課までご相談ください

- 1・4・7が理由の場合は、1ヵ月64時間以上就労・介護（看護）・就学している場合に限りです。
- 必要に応じて、別途申立書等の書類をご提出いただく場合があります。

マイナンバー（個人番号）の記載について

施設等利用給付認定申請にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」にマイナンバーを記載していただくとともに、申請書提出の際に番号確認と本人確認が必要となります。また、申請書に記載した保護者以外の方（配偶者を含む）が申請手続きを行う際は、委任状の提出が必要です。

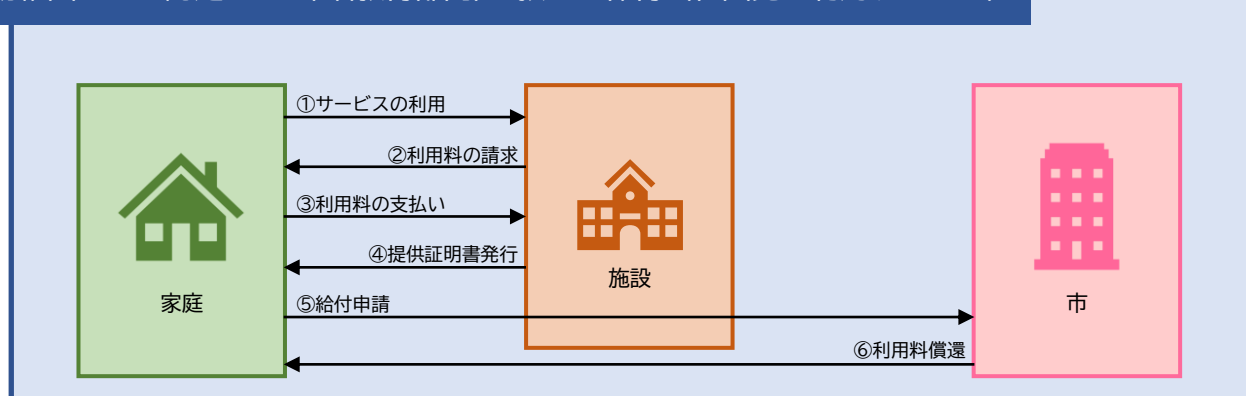
申請時から認定内容が変更になる場合

施設等利用給付の認定後に退職、住所異動、妊娠・出産等、認定内容に変更があった場合は、変更が生じる月の前月までに保育・幼稚園課または西部支所市民福祉課、利用中の施設で変更の手続きをしてください。手続きに必要な提出書類は以下のとおりです。（「保育の必要性」がなくなった場合は、認定取り消しとなります。）

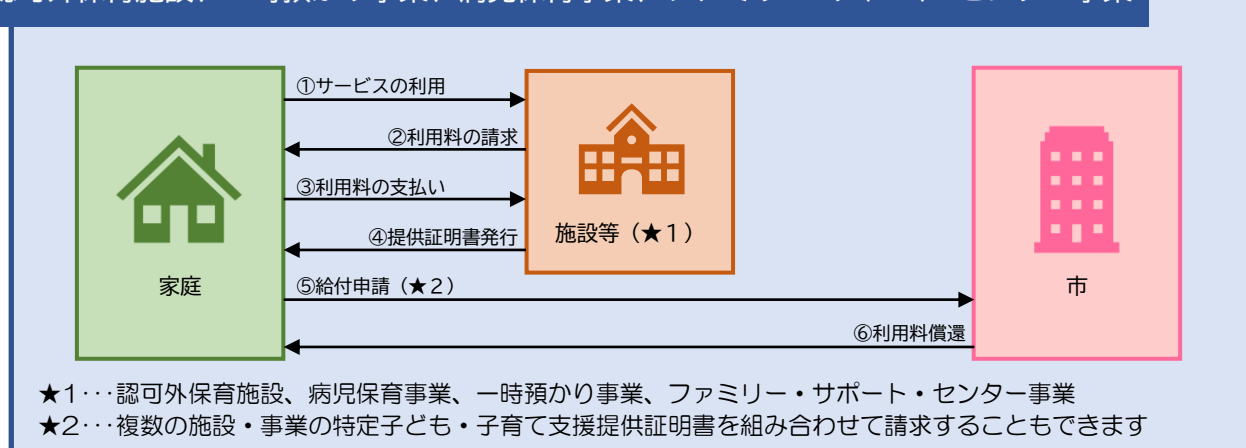
- ・施設等利用給付認定変更申請書（HP 内の「申請書等ダウンロード」からも印刷可能です）
 - ・変更に係る添付書類（上表「保育の必要性に該当する事由および提出が必要な証明書類」参照）
 - ・その他、必要に応じて申立書等の書類をご提出いただく場合があります
- 市外に転出する場合、市外から転入した場合は必ず保育・幼稚園課までお知らせください。
- 施設等利用給付の認定を取り下げる場合は、「子育てのための施設等利用給付認定取消届」を提出してください。（HP 内の「申請書等ダウンロード」からも印刷可能です）

施設等の利用から施設等利用費償還払いまでの流れ

幼稚園および認定こども園（教育部門）の預かり保育（在園児が利用するもの）



認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



「保育の必要性」の認定を受けていない場合は無償化対象外です。また、認定申請日から遡って「保育の必要性」の認定をすることはできません